

令和 6 年度 津島市水道水質検査計画

津島市では市民の皆様に安心して水道水を利用していただくため、事業年度ごとに水質検査計画を策定し、この計画に基づいて水質検査を実施しております。このたび令和 6 年度の水道水質検査計画を定めましたのでお知らせいたします。

1. 基本方針

検査地点は市内の給水栓、配水施設、原水（深井戸）とします。

検査項目は水質基準 51 項目、水質管理目標設定項目、その他の必要に応じた検査項目とします。

検査は、項目に応じて水道法及び過去の検査結果に基づいた頻度で行います。検査の省略が可能な項目についても、原則として 1 年に 1 回以上の検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和 5 年 4 月 1 日時点）

区分	内容
給水区域	津島市
給水人口	60,335 人
給水戸数	27,321 戸
1 日平均配水量	20,891m ³
年間総配水量	7,625,353m ³
県水受水量	6,100,262m ³
県水依存率	80.0%

(2) 施設概要

配水施設名	又吉配水場	神守配水場
使用水源	深井戸（又吉水源 4 号井、10 号井）	深井戸（神守水源 5 号井、9 号井、11 号井）
	愛知県営水道（尾張西部浄水場）	愛知県営水道（尾張西部浄水場）
浄水処理方法	塩素滅菌処理	塩素滅菌処理
	除砂・除鉄・除マンガン処理	除砂処理
留意事項	愛知県営水道からの浄水については愛知県企業庁からの水質検査結果で確認します。	

3. 水質の状況

(1) 原水

津島市の水源は、市内の 5 本の地下水（深井戸）と、愛知県営水道尾張西部浄水場から受水する浄水です。

このうち又吉配水場における地下水には、鉄、マンガン成分が含まれているため、除鉄・除マンガン処理により、これらの成分を取り除いています。神守配水場における地下水の水質は良好な状態です。

(2) 浄水

過去 3 年間の水質検査結果より、浄水はすべての項目で水質基準を満たしています。

4. 水質管理上留意すべき項目

(1) 鉄・マンガン

原水のうち地下水には鉄、マンガンが含まれているため、これらの成分について、原水、配水施設、給水栓にて、それぞれ年 4 回の検査を実施します。

(2) ヒ素

神守配水場から供給される水道水中には、水質基準値内ですが、ヒ素が含まれているため、給水栓にて年 4 回の検査を実施し、監視しています。

(3) 塩素酸

配水場から供給される水道水中には、水質基準値内ですが、塩素酸が含まれています。塩素酸は塩素滅菌処理に用いる次亜塩素酸ナトリウムから発生するため、給水栓にて年 12 回の検査を実施し、監視しています。

(4) 蒸発残留物

神守配水場から供給される水道水中には、水質基準値内ですが、蒸発残留物が含まれているため、給水栓にて年 4 回の検査を実施し、監視しています。

(5) 消毒副生成物

給水栓に加えて配水施設においても年 4 回の検査を実施し、監視しています。

(6) その他

各配水場から供給される水道水について、法令で定められた残留塩素濃度を保持するよう、管理を行い監視しています。

5. 検査地点・検査項目・検査頻度

検査地点は<表 1>に定めた地点とします。また、検査項目、検査頻度は又吉配水系統について<表 2>、神守配水系統について<表 3>のとおり設定します。

(1) 原水

又吉水源 2 井戸、神守水源 3 井戸について検査を行います。

水質基準項目は大腸菌、鉄、マンガンについては年 4 回、消毒副生成物及び味を除く項目については年 1 回検査します。また、毎月 1 回 pH 値、臭気、濁度、色度、電気伝導率、アンモニア態窒素の 6 項目について自己検査を行います。水質目標管理項目検査は 9 項目に関して年 1 回以上実施します。その他、クリプトスポリジウム指標菌である嫌気性芽胞菌について年 4 回検査を行います。

(2) 配水施設

又吉配水場、神守配水場の配水施設についても検査を行います。両配水場とも水質基準項目について全項目年 1 回以上検査を実施します。

(3) 給水栓

検査地点は配水系統ごとにそれぞれ選定します。水質基準項目のうち、毎月検査を行う箇所は又吉配水系統 3 箇所、神守配水系統 3 箇所、年 1～4 回検査を行う箇所は各配水系統で 1 箇所とします。水質管理目標設定項目については配水系統ごとにそれぞれ 1 箇所設定して検査を行います。

検査頻度は水質基準項目については全項目年 1 回以上とします。水質管理目標設定項目については 6 項目に関して年 1 回検査を行います。

毎日検査は色・濁り・残留塩素について実施し、又吉配水系統で 1 箇所、神守配水系統で 2 箇所選定します。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合に行います。臨時の水質検査項目は毎月検査項目である一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度の 9 項目と、状況に応じて水質基準項目及び水質管理目標設定項目の中から必要と思われるものについて実施します。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 水源に異常があったとき。

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき。

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

7. 検査方法

定期及び臨時の水質検査は、水道法第 20 条の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行います。なお、その

他の項目の検査については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

毎日検査については、配水場運転管理等業務受託者による毎日業務として実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、市役所ホームページにおいて公表します。

水質検査結果及び毎日検査の記録は上下水道部工務課で保存します。定期の水質検査結果は上下水道部工務課で閲覧できるほか、市役所ホームページに掲載することにより、水質に関する情報を提供します。また市民の皆様から寄せられたご意見、ご要望を検討し、今後の水質検査計画、水質管理に反映させるよう努めます。

9. 水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査委託機関は、日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）、ISO/IEC17025、ISO9001 の取得状況を考慮して選定します。また、迅速な検査を実施するために、愛知県内に検査施設があることを委託条件とします。

水質検査の精度管理については、内部精度管理及び外部精度管理の実施状況を確認し、結果報告書の提出を求めます。また必要に応じて、委託先の検査機関への立ち入り検査やクロスチェックにより検査状況の確認を行い、信頼性の確保に努めます。

10. 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、関係機関に連絡して情報共有を行うとともに、水質検査を実施して対策を講じます。

水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、愛知県建設局上下水道課、愛知県企業庁、津島市市民生活部生活環境課、その他関係機関と連絡を密にして、早急に状況調査、原因解明、対策実施及び水源の水質検査を行います。

【お問合先】 津島市上下水道部工務課

〒 496-8686 愛知県津島市立込町 2-21

TEL 0567-55-9748